

## 基本目標 3 資源循環型社会の構築



### 令和12年（2030年）に向けた目標

- 市内量販店及び地区と連携した資源ごみの回収や市民団体による啓発活動など、官民協働による3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再利用）が推進される資源循環型社会<sup>44</sup>を構築します。
- 特に、燃やせるごみに占める割合が大きい紙ごみ（雑がみ）の分別徹底や、食品ロス<sup>45</sup>削減の取り組みを強化するとともに、「脱プラスチック<sup>46</sup>」を促進し、廃棄物の発生と処理費用を抑制します。

## 施策の基本方針 廃棄物の減量及びリサイクルの推進



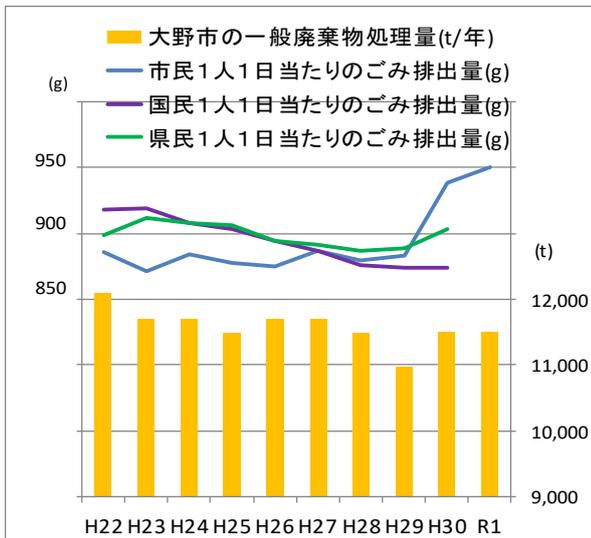
### 現状と課題

一般廃棄物<sup>47</sup>の排出量は減少傾向にありますが、市民1人1日当たりのごみ排出量は、平成29年度から増加に転じており、国や県の平均を大きく上回っている状況にあります。

また、資源化率は、古紙類をごみステーションで収集していることなどから国や県平均を上回っていますが、平成26年度以降、低下傾向にあります。

図表 3-3-1

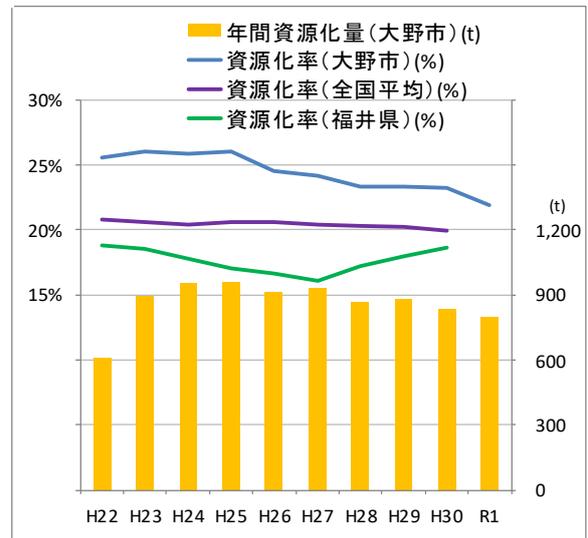
市民1人1日当たりのごみ排出量の推移



資料：大野市

図表 3-3-2

大野市における資源化量及び資源化率の推移



資料：大野市

<sup>44</sup> 循環型社会：天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。この社会の実現には、①ごみを出さない②出たごみはできるだけ利用する③どうしても利用できないごみはきちんと処分することが必要。

<sup>45</sup> 食品ロス：売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されてしまう食品。

<sup>46</sup> 脱プラスチック：「プラスチック製品をできるだけ作らない・使わない」「作る場合にはリサイクルすることを前提に作る」という行動。

<sup>47</sup> 一般廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外のごみも事業系一般廃棄物として含まれる。

一般廃棄物の処理費用を抑制するためにも、燃やせるごみとして処理されているごみの量を減らす必要があります。

大野市では、これまで、地区や市民団体、学校などに直接出向く「出前講座」の開催や地区推薦のリサイクル推進員を通じた普及啓発活動のほか、レジ袋削減を目的とした市内スーパー・ドラッグストア及び商店街振興組合連合会と消費者団体、市の三者間の協定書締結など、ごみ発生の抑制と分別による資源化に取り組んできました。

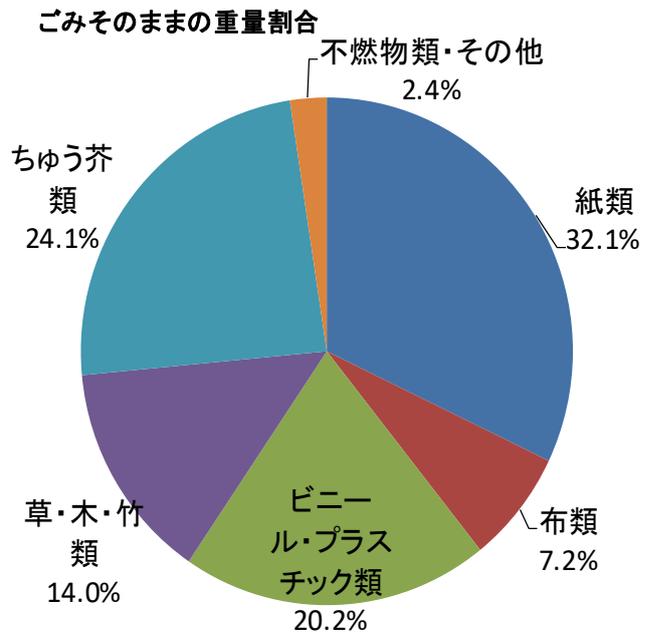
大野・勝山地区広域行政事務組合が実施したごみ質測定（令和元年実施）では、ビュークリーンおくえつに搬入された一般廃棄物の燃やせるごみの約32%を占める紙類には、リサイクルが可能な新聞紙や段ボール、雑誌のほか、菓子箱などの「雑がみ」が多く含まれていました。

また、同じく約24%を占める食品廃棄物（生ごみ：ちゅうかい厨芥類）のうち約14%が賞味期限や消費期限切れなどの理由から未使用のまま捨てられていました。資源の消費抑制と環境負荷の低減のためにも、市民（消費者）、事業者、行政がそれぞれ適切な役割を担い、3Rに取り組んでいく必要があります。

また、プラスチックごみは、大野市ではサーマルリサイクル（熱回収）<sup>48</sup>による処理を行っていますが、海洋プラスチック問題<sup>49</sup>などの対策として、「脱プラスチック」を促進していく必要があります。

図表 3-3-3

ごみ排出量の内訳（令和元年）



資料：大野・勝山地区広域行政事務組合「ごみ質測定」を基に大野市作成

<sup>48</sup> サーマルリサイクル（熱回収）：廃棄物の処理の際に発生する熱を、エネルギーとして回収して利用すること。プラスチックを焼却するにあたって、温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>が発生するが、食品が付着したプラスチック類を埋めて、それが腐敗した際に発生するメタンガス（CO<sub>2</sub>に比べ温室効果が高い）の発生を抑えることができる。

<sup>49</sup> 海洋プラスチック問題：自然界で分解されにくいプラスチックが海に流れ出し、海流や波、風によって世界の海に広がり、海の生態系に大きな影響を与えている問題。紫外線などにより小さくなったマイクロプラスチックは、魚を通じて私たちの身体にも入ることが懸念されている。

## 重点施策① 3Rによるごみ排出量削減の推進

### 市の取り組み

#### (1) ごみ発生抑制の促進(リデュース)

- ①ごみ処理の現状や課題に関する学習会など、市民や事業者がごみ排出量の削減効果に対する理解を深める取り組みを推進します。
- ②市民団体や業界団体などと連携し、使い捨て製品の使用を「控える」、「販売しない」などの、ごみを出さないライフスタイルや事業活動を促進します。
- ③市行政事務の電子化を推進し、文書のペーパーレス化に取り組みます。

#### (2) 「モノ」を大切にす生活様式の定着化(リユース)

- ①子育て世代同士の使わなくなった子育て用品の譲渡など、需要と供給が一致するリユースの取り組みを促進します。
- ②県が進める「まちの修理屋さん<sup>50</sup>」を紹介する取り組みを市民に周知するとともに、市内の登録事業者の拡充を図ります。

#### (3) 分別回収の推進(リサイクル)

- ①家庭から排出されるごみの多くを占めている紙ごみの分別を促進するため、各種講座を開催するなど、分別徹底を啓発します。
- ②各種リサイクル法<sup>51</sup>などの周知啓発を実施するとともに、市内量販店などと連携した資源ごみ回収や市民の集団回収など、官民協働によるリサイクルを促進します。
- ③魚残の資源化処理経費に対し補助するなど、食品廃棄物のリサイクルを促進します。
- ④公共事業においてリサイクル資材の利用を推進します。
- ⑤「大野市環境マネジメントシステム」に基づき、大野市で購入する物品などのグリーン購入<sup>52</sup>を推進します。

## 重点施策② 食品ロス削減の推進

### 市の取り組み

#### (1) 発生抑制のための普及啓発

- ①食品ロスの現状と課題に関する学習会など、市民や事業者が食品ロスの抑制効果に対する理解を深める取り組みを推進します。
- ②消費教育や食育活動などの関係市民団体と連携し、食品ロス抑制のための普及啓発活動を推進します。

<sup>50</sup> まちの修理屋さん：福井県の取り組みで、日用品などの修理を行っているお店のこと。店名、品目、内容などの情報が県ホームページで提供されている。

<sup>51</sup> 各種リサイクル法：家電リサイクル法（対象：エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）や小型家電リサイクル法（対象：デジタルカメラやゲーム機といった小型電子機器など）など。

<sup>52</sup> グリーン購入：商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。2001年にグリーン購入法が制定され、国などによるグリーン購入の促進について定められている。

## (2) 協働による削減推進

- ①「おいしいふくい食べきり運動<sup>53</sup>」協力店の拡充を図るとともに、それらに関する情報発信などを通じ、市民が協力店を積極的に選択する機運の醸成を図ります。
- ②市民団体や事業者などと連携して、フードドライブ<sup>54</sup>などの取り組みを推進します。

## 重点施策③ プラスチックごみ削減の推進

### 市の取り組み

#### (1) プラスチック使用量削減の普及啓発

- ①海洋プラスチック問題に関する学習会など、市民や事業者がプラスチックごみの排出量削減に対する理解を深める取り組みを推進します。
- ②使い捨てのプラスチック製容器包装・製品の使用削減を図るため、マイバッグやマイボトルなどの利用を促進します。

#### (2) プラスチックごみの分別回収方法の検討

- ①国や県の動向を注視しつつ、必要に応じ、幅広い関係者にとって分かりやすく、効果的かつ効率的なプラスチックごみの分別回収方法を検討します。

#### (3) 再生材・バイオプラスチック<sup>55</sup>の利用促進

- ①事業者の再生素材やバイオプラスチックなどの再生可能資源を使用した代替品の利用を促進します。
- ②市の物品購入などにおいて、再生素材やバイオプラスチックなどの再生可能資源を使用した代替品の購入を推進します。

## その他の施策・主体別行動指針

### その他の施策

#### (1) 市の取り組み

- ①ごみステーション設置費に対する補助
- ②事業系一般廃棄物の処理方法や管理体制などの指導
- ③一般廃棄物処理業者などに対する監督、指導
- ④農業用使用済資材の適正処理の指導
- ⑤公共工事等におけるマニフェスト制度<sup>56</sup>の適正管理

<sup>53</sup> おいしいふくい食べきり運動：県産食材の使用や料理の食べきり、残ってしまった料理の持ち帰りなど、家庭や飲食店で食品ロスを削減するための県の取り組み。

<sup>54</sup> フードドライブ：家庭などで余っている食料を持ち寄り、福祉団体などを通じて必要としている人や団体などに寄付する活動。

<sup>55</sup> バイオプラスチック：微生物によって生分解される「生分解性プラスチック」及びバイオマスを原料に製造される「バイオマスプラスチック」の総称。

<sup>56</sup> マニフェスト制度：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理を委託する時、不法投棄の防止や適正処理を推進する目的で定められた制度。マニフェストには廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名などを記載し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の間で受け渡す。排出事業者は伝票を保管しなければならない。

## 主体別行動指針

### (1) 市民の取り組み

- ① 詰め替え商品や繰り返し使える商品を選ぶなど、ごみとなるものの購入は控えます。
- ② 壊れたものは安易に捨てず、「まちの修理屋さん」で修理できないか確認します。
- ③ 不用品でまだ使えるものは、捨てる前に、必要としている人がいないか探します。
- ④ 地域の資源回収活動などに積極的に参加します。
- ⑤ 菓子や食品の空箱、ダイレクトメールなどの「雑がみ」は、燃やせるごみとして捨てず、資源ごみに分別します。
- ⑥ 買い物に出かける前に、冷蔵庫の中を確認します。
- ⑦ 飲食店では、適量注文を心がけます。また、食べきれなかった料理はお店の人に確認して、持ち帰ります。
- ⑧ マイバッグやマイボトルを持参し、使い捨てのプラスチック製品は使わないようにします。

### (2) 事業者の取り組み

- ① 廃棄物の排出量を記録するなど、廃棄物の種類や量を把握するとともに、分別と適正な処理を行います。
- ② 詰め替えや簡易包装の商品、エコマークなどの認証商品の積極的な製造・販売を心がけます。
- ③ 「まちの修理屋さん」に登録するなど、リユースの取り組みに参加します。
- ④ ミスプリントなど、片面のみが印刷されている用紙は捨てずに裏面も利用するとともに、紙ごみは「雑がみ」も含めて資源化します。
- ⑤ 地域の資源回収活動などに積極的に協力します。
- ⑥ ばら売り、食材の有効活用、適量注文の呼びかけや食べきれなかった料理の持ち帰りへの対応など、食品ロスの削減に努めます。
- ⑦ 使い捨てのプラスチック製品は、繰り返し使用できるものやバイオプラスチック製品への切り替えに努めます。
- ⑧ 消費者のマイバッグ、マイボトル、マイ箸運動に協力します。



資源ごみの集団回収の様子



マイエコバッグ作りの様子

## 数値目標・環境管理項目

### 数 値 目 標

#### ①市民1人1日当たりのごみ排出量

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
950 g	939 g	919 g

#### ②ごみの資源化率

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
21.9%	25.9%	31.0%

#### ③食品ロスの発生量

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
898.5 t	762.9 t	627.2 t

### 環 境 管 理 項 目

- ①一般廃棄物処理量
- ②集団回収量
- ③資源化量
- ④再生資源を利用した市発注工事の件数
- ⑤「おいしいふくい食べきり運動」協力店の件数
- ⑥ごみ減量や分別方法などに関する講座等の実施回数（参加人数）



収集したごみを処理施設に搬入する様子



ダンボール

圧縮梱包された資源ごみ